

土蜘蛛伝説の成立について

福 島 好 和

はじめに

『撰津国風土記』逸文によると「宇祢備能可志婆良能宮御宇天皇世、偽者土蛛」とあり、これを説明して「此人恒居穴中、故賜賤号曰土蛛」とある。⁽¹⁾ こうした土蜘蛛に関する記事は『古事記』や『日本書紀』、また現存する各国の『風土記』に多くみえる。最近出版されたこれらの諸書の注釈には、たいてい「土着の先住民」とか「先住民の神」と説明している。⁽²⁾ つまり土蜘蛛伝説はそのほとんどが大和朝廷に帰服しない未開の人間集団として記されている。

しかし、この伝説をめぐって、土蜘蛛の人種、大和朝廷との関係などについて、かなり活発な論争があった。それは明治・大正そして昭和初期の日本民族論に関連するもので、そのさいこの存在が重要な一つの論点となったのであった。ただほとんどの研究は土蜘蛛の実存を前提にしたものであり、人種論に終始するものであった。だから土蜘蛛がはたしてどこまで歴史事実を反映しているのか、またその記述は何を意味するかについて問題にしたものはなく、それは現在でも未解決のものとして残っているのである。

したがって、本稿では従来の研究・諸説を整理し、これを批判しながら、土蜘蛛伝説の再検討を行なおうと思う。

以下、まず従来の研究史を更め検討し、その後に土蜘蛛伝説の分析を行ないたい。そしてその伝説にいかなる歴史的反映がみられるかを考えてみたい。従来の研究を分類すると、(一)江戸時代までの土蜘蛛に関する見解、(二)民族・言語を中心とする研究、(三)歴史の考察の三つに区分することが出来ると思われるので、それぞれの考察を試みながら問題を指摘し、その後(四)土蜘蛛伝説の分析を行ない、(五)『肥前国風土記』の土蜘蛛伝説、(六)土蜘蛛伝説の成立について考察してみようと思う。

なお、平安時代末に、源頼光が大江山の酒吞童子を征伐した伝説が、『平家物語』や謡曲『土蜘蛛』にみえる。これは確かに古代の土蜘蛛伝説の地方化したものであるが、しかし、これについては本稿で扱うことはききたい。ここで取り扱う土蜘蛛は、記紀風土記にみえるものを主として問題とする。

一 江戸時代までの土蜘蛛に関する見解

記紀風土記にみえる土蜘蛛伝説をみて、まず問題になるのは、この土蜘蛛が何を意味するかということである。従来の研究の大部分は、この問題を取り扱ってきたのであるが、その場合、この土蜘蛛を異人種として扱い、人種論の段階でこれを研究しようとした。この種の研究は古典の記述をもとに、その生活形態を説明したり、あるいは古典用語から、大和民族に対する異民族として説明するのがほとんどで、土蜘蛛を日本古代人種のいかなるものに比定するかを問題としていた。

こうした考えは、すでに菅原道真に遡ることができよう。道真は『類聚国史』(巻第百九十)において、大和民族と異質のものとして風俗部をおき、国樛・隼人・多弥・南嶋・掖玖人・阿麻弥人・蝦夷・俘囚をあげている。⁽⁴⁾これら

は明らかに六国史の中から、日本国内に存在する異質の習俗をもつ集団を、風俗として採択したものである。このさういふ外国の事は別に扱ひ、殊俗部として別項にしている点に注意しなければならない。このことについては『類聚国史』の編集のしかた、つまり部類、項目の立て方と記事の取り方とが問題になる。『類聚国史』全般からみたかぎりにおいては、唐の類書のあり方が参考になつていて、道真独自の考案によるものではない。⁽⁵⁾しかし唐の類書の体裁に倣つてゐるとはいへ、当時の知識人は、このような人種を異質のものとしてゐる点で、すでに平安時代には古くから日本に住む異人種を意識してゐたと思われれる。

しかし『類聚国史』においては、土蜘蛛については触れてゐない。むしろ土蜘蛛についての解釈として最も古いのは『積日本紀』である。この書では土蜘蛛の説明として『撰津国風土記』を引用しているが、それはすでに引用したように、土蜘蛛が「恒に穴の中に居る。故に、賤しき号を賜ひて土蛛と曰ふ」とあることによつたのであろう。つまり『積日本紀』が、土蜘蛛を説明するのに、多くある資料の中からこれを引用したことは、最もよくその性格を示すものと考へて採用したと思われれる。土蜘蛛は朝廷に帰服しない、「偽者土蛛」として存在し、常に穴居生活をしてゐたので「土蛛」の賤号を与えられたと解釈したのであろう。

以上の二つの解釈は、一方は異種族または異人種として、一方は朝廷に反逆する者として敘述している。これは江戸時代における土蜘蛛研究の一つの影響を与えたといえよう。江戸時代になると、土蜘蛛に関し、国学者らによつて記紀の研究を通してさまざまの見解を生んだ。その中で注目されるのは新井白石と本居宣長である。

新井白石は、土蜘蛛に関して「ツチグモといひしは、猶国神ツチノカミといふが如し虫の名によりていひしにはあらず」といい、また「古語にクマといひしは、カミといふ語の転ぜし也。クモといひし亦クマの転に同じかりき。後に史書撰述之時に至て、ツチグモといひし称の、土蜘蛛といふに同じければ、其字を借りてしるされし所なる也。此物（動物

のクモをいう)の旧名サ、ガニなどいふが如く、上世よりいひつぎし所もやありぬらむを、後に韓地の方言によりて、クモといふ事にはなりしなるべし。今の如きも、朝鮮の俗猶此物と呼ばてクムといふ也。或はむかし三韓の服屬しまいらせし時、彼国俗、或国之語習ひし所の、猶今も遺れりしも知るべからず」と述べている。⁽⁶⁾

これによると、白石は、土蜘蛛のクモは、カミレクマレクモと再転化したもので、「ツチグモ」は「ツチカミ」すなわち「国つ神」であると解した。土蜘蛛の字を「国つ神」にあてたことについては、古くは蜘蛛のことを日本でサ、ガニと呼んでいたのを、朝鮮語によってクモと呼ぶようになり、それが「史書撰述の時」ツチグモに土蜘蛛の字を適用したと説明している。つまり、白石が、土蜘蛛を「天つ神」と区別する「国つ神」すなわち「土着の先住民の神」としていることに注目しなければならない。

しかし、これに対しては同じ時代に反論がある。つまり本居宣長がそれである。宣長は白石を批判して「此説は不可し、久母と云名、本より皇国の言なり、されば本我國の語なるを彼へ習へるかと云るは宜し」といつている。つまり、宣長はツチグモというのは、もともと日本語であり、土蜘蛛という称呼に意味があると考えた。すなわち、宣長は土蜘蛛について「岩窟土簪などに住て、人を害ひ、残暴ぶる梟師等を、蜘蛛に准へて、如此は称けられたるなるべし」と解釈している。⁽⁷⁾ つまり宣長は、「人を残害し者」を土蜘蛛と賤称したと解したのである。これは前述の『积日本紀』の見解と同じであるといえる。この解釈は、谷川士清の場合もほぼ一致している。⁽⁸⁾ 宣長や士清の見解は、土蜘蛛というのは、朝廷に服屬しない兇暴な者の賤称だとし、異民族とか人種を論じているのではない。むしろ、土蜘蛛という称呼の語源や生活形態を想定した見解であり、これは白石も同じであった。

その後、白石や宣長と異ったみかたをしたのは飯田武郷である。武郷は、土蜘蛛を一種の異人種としてとらえた。つまり、その身なりが蜘蛛や蝦夷に似ていることから土蜘蛛とか蝦夷と称されるようになったと考えた。それは、単

なる兇暴な者に対する賤称とするのではなく、人間の身なりが著しく異っているものを指すと考えている。それが特異な集団つまり蝦夷と土蜘蛛であり、しかも蝦夷と土蜘蛛とは、同一種とする見解を提示している。⁽⁹⁾

このように江戸時代の土蜘蛛観はその実存を前提にし、古典の解釈からその語源や生活形態を考証している点が注目される。特に宣長のように、朝廷に服属しない者の賤称と考える見方と、武郷のように異族と考える見方とが、これ以降の土蜘蛛論を左右するといつて過言でない。この点で、江戸時代の土蜘蛛解釈論は評価されなければならない。ただしそれもその存在を認めた上での考証である点に問題が残るであろう。

二 民族・言語を中心とする研究

土蜘蛛に関する研究、解釈は、明治時代になると江戸時代の国学者の考証を継承した解釈論が展開された。この時代には、新しい学問分野がめばはじめ、それをこの研究にとり入れようとする試みがあった。主として民族・言語を中心とする研究である。

まず黒川真頼博士は、土蜘蛛を「土隠」^{ツツゴモリ}の義で、土窟に常住するものを土蜘蛛といい、これを神武天皇より始まったとされた。⁽¹⁰⁾これは、その起源すら問題にはならないばかりか、すでに宣長が「或人、クモはコモリにて、土隠と云称なりと云り、此は語はさも云べきことなれど、なほ其意の称には非じ」といつているように、穴居の状態のみでの称呼とは解し難い。

次いで三宅米吉博士は、徹底した異人種説を提唱された。つまり三宅博士は、アイヌ人が日本列島に蔓延していたよりも以前に、日本に住んでいたのは穴居民であるとし、それを総称したのが土蜘蛛であるとされている。そしてさ

らにこの先住民は常陸以南に分布し、今より三千年内外の昔、本島に入った異人種であり、それはマレイ人であると推定された。⁽¹³⁾しかし三宅博士の場合、いかなる根拠からマレイ人を比定したかについては証拠が乏しく無理がある。ただ、今までの研究と異なる点で注目されるのは、単に異人説を唱えるのではなく、他の人種に比定しようとされていることにある。

また、考古学の立場からも、土蜘蛛を説明しようとする研究もみえる。それは沼田頼輔博士と八木柴三郎氏である。沼田博士は三宅博士の説を受けて、土蜘蛛は石器を使用する民族であると推定された。⁽¹⁴⁾八木氏はさらに具体的な異人種論を提唱され、「佐閉岐」「葛」「土蜘蛛」「荒振神」「熊襲」「隼人」等は異名同人種とし、南方より渡来したものであって、弥生式土器は土蜘蛛種族の遺産であるとの説をたてられた。⁽¹⁵⁾これらの明治期以後の諸説は、ある意味で新しい考古学等の知識をとり入れたものであるが、古典の記載を恣意的にとらえ、無理に他のものと対比させたり、比定を試みたりしている。

こうした中で北方異人種説は、それなりに一つの見解をうちたてた。これ以後の土蜘蛛研究は、むしろこの北方系異人種説の批判という形式で論争されたといえる。まずその火ぶたを切ったのは松村任三博士である。松村博士は土蜘蛛はアイヌ語のトンチルカムイ (Tonchi Kamui) であるとされた。これは「穴居の神」の意味で、別名コロボツクルともいう。つまり「トンチ」は「ツチ」に通じ、穴居生活をしていたという伝承から思いつかれた説である。⁽¹⁶⁾

この松村博士の説をさらに詳細に考証されたのが、中田薫博士である。中田博士は土蜘蛛はアイヌ語のトンチルカムイであるとし、古典にみえる土蜘蛛の名は、すべてアイヌ語で説明できるとされている。つまり、それらはアイヌ語の「主長」とか「主上」とか「長老」の意味であると解された。したがって、中田博士は、土蜘蛛はアイヌの先祖であるといい、もう一つのアイヌの先祖蝦夷と同人種であると説明されている。また、その分布は、北海道のアイヌと

は別派の内地に住む貝塚人種であり、これに与えられた名称が土蜘蛛であり、蝦夷であると提唱された。⁶⁰しかし、中田博士は、『撰津国風土記』にみえる土蜘蛛が、偽者の賤称だとしていることと、アイヌ語の「首長」という尊称との関係を説明されなかったこと、また、アイヌ語自体が現存するアイヌ族のものであり、その古典的価値すら吟味せず、その表現を日本の古典と対比し、解釈しようとしたところに無理がある。したがって、この説に対する反駁が当然起ったが、この批判については次節において紹介したい。

本節では、主として明治以降の民族・言語を中心として諸説を紹介したが、これらの研究方法は、江戸時代の白石や宣長、あるいは武郷らの考証を継承するものであった。もちろん、考古学などの新しい研究をとり入れたが、まだその正しい方法を駆使できないまま、その結論のみを利用したため、ほとんどのものが思いつきやこじつけに終わっている。この中で、中田博士の異人種論は特筆すべきであるが、これとても、古典とアイヌ語の共通点を指摘されたとはいえ、それがどのような段階を経て変化したのかが論じられていないので納得できない点が多い。また、これまでの研究は土蜘蛛そのものの存在を疑うものがなかった。これもやはり大きな欠点であったといえる。

なお、戦後における民族・言語を中心とした土蜘蛛研究者としては、松村武雄博士がある。松村博士は、日本民族の異族意識について論じた中で、記紀にある「尾生る土雲八十建」について、中国にある有尾族に関する伝承よりも、日本の伝承は体験的直観的であるとし、「我々は、少くとも若干の上代人が、彼等にとつては外者と信ぜられた衆族が尾を有していることを認知したということだけは、肯定していい」と述べておられる。また「尾」について、「国単・土雲の少くとも或る者が腰部若くは臀部に何等かのものを著けていたことの、異族意識的誤認から生じた伝承とするのが最もありそうなこととなる」と説明された。⁶¹つまり松村博士は、上代人の異族意識は他の集団の生活様式が異質であるということから起った誤認であるとされたのである。これは土蜘蛛を研究する一つの重要な観点とし

て注目しなければならない。なお、本節でとりあげるべき論文に、白鳥庫吉博士のものがあるが、白石の「国つ神」説を、言語を中心に説明されたにすぎない。⁽¹⁸⁾

三 歴史的考察

土蜘蛛に関する研究の主なもの、前節において紹介したように、民族・言語を中心とした研究であった。しかし、こうした研究の基礎的な研究として、歴史的考察が必要である。前節で紹介した諸説は、全体として土蜘蛛の存在を前提にしたもので、それを疑うものはなかった。一般に、古代伝説を研究する場合は、その物語にみえる事実性をまず考察する必要がある。したがってこの節では、土蜘蛛の存在・非存在についての考察を通して、その基礎的研究に業績のあつた諸説を紹介する。

すでに前節で紹介したが、中田薫博士のアイヌ語説は、一つの反響があつた。つまりこれを批判する立場から、土蜘蛛の存在を否定する、小林庄次郎氏の研究が発表された。⁽¹⁹⁾これは、その存在・非存在を問題にする先がけとなる有力な説である。小林氏は土蜘蛛に関する俗伝の要因を検討することによって、その存在を疑つた。これに対して、中田博士の説を否定しながらも、小林氏の説をも批判し、独自の見解を示されたのは喜田貞吉博士である。⁽²⁰⁾この小林・喜田両氏の論旨を対比しながら、論争の問題点を紹介したい。

小林氏は、土蜘蛛伝説を一つの俗伝としてとらえ、俗伝の価値を考察するには、その成立の要因を検討する必要があると指摘された。このことから、土蜘蛛に関する俗伝が構成された目的として、(一)地名の起源を説明しようとするもの、(二)異様な事物が存在する理由を説明しようとするもの、(三)当時の社会に行なわれている習俗等の起源を説明し

ようとするもの、(四)当時現存する部族の出自や当時の地位境遇の起源を説明しようとするものの何れかが考えられるとされた。また、俗伝が構成される材料、すなわち、俗伝が何らかの歴史事実を反映したものであるかどうかについての検討もされた。とくに中田博士のアイヌ語説に触れ、そのほとんどはアイヌ語をもって説明しなくとも、土蜘蛛の名は、地名によるか、邦語の首長に対する尊称にあたる、ある形容辞を冠したものとして説明でき、したがって、土蜘蛛の名は、一つも実存する人名を伝えたものはないと説明された。また、中田博士のトンチカムイ説に対して、土蜘蛛という称呼が生じたのは、一定の異族に対する称呼としてではなく、上代の人が異族征服の俗伝を伝承するにあたって、異族に対する一般的な称呼として伝えたものであって、土蜘蛛ⅡアイヌⅡ蝦夷の別派と限定するのは誤りであると主張されている。

以上のことから小林氏は、結論として、土蜘蛛に関する俗伝には、ある歴史的事実の反映があることは認めるが、土蜘蛛という種族も人物も存在するものではなく、ただ上代において、その俗伝中の異種族に対する一般的な総称として伝えたものであるとされるのである。

これに対して、喜田貞吉博士は、中田・小林両氏の論文に批判を加えられ、土蜘蛛は国巢と同種であり、蝦夷はアイヌ族と同種だとし、しかし、土蜘蛛とアイヌ族とは、全然異なる特異な民族であり、千島アイヌは古津軽蝦夷の後裔であるとの見解を示された。この喜田博士の土蜘蛛論は、中田・小林両氏を批判するものであったから、両氏は再び喜田博士に反論した⁽⁶⁾。そこで、つぎに喜田博士の土蜘蛛論の問題になる点をあげ、それぞれに対する批判を整理してみよう。

(一)吉野国巢人は土蜘蛛種族の遺類であるとの説。喜田博士は応神紀の吉野国栖(国巢)に関する記事によって、つぎのように説明された。国巢は其性淳朴で山果・栗菌を食物としているが、奈良・平安期における蝦夷は獐猛で

馭し難い種族であり、肉食人種である。しかも、当時の知識人である京畿人が国巢と蝦夷とを別あつかいにして
いる。つまり『常陸風土記』の茨城郡の条では、国巢つまり土蜘蛛と佐伯とは別物であり、佐伯は『姓氏録』か
らみて蝦夷であるから、国巢と蝦夷とは別種であるとされる。

〔中田薫博士の批判〕 応神紀では吉野国巢が大和語で歌を奏したとみえる。とするとこの土蜘蛛は著しく日本化し
たものである。そうだとすると国巢の性格や食物ははたして固有の習性といえるか疑問である。また、日本化した国
巢の特殊な記事によって、皇軍に抵抗を示した土蜘蛛全体の習性を判断することはできない。つぎに『常陸風土記』
における佐伯が蝦夷であるとすると、佐伯はアイヌ語の *Sapake* で「首長」の義であるから、土蜘蛛と同じ言語を有
していることになる。つまり土蜘蛛は蝦夷と同種族になる。

〔小林庄次郎氏の批判〕 喜田博士が『常陸風土記』の茨城郡の条で、国巢には割注があるのに、佐伯が国巢の別名
だとすると割注に入れなかったのはなぜか。それは国巢と佐伯が別物だからに他ならないとし、つまり吉野国巢人は
土蜘蛛の遺類だとされた。これを批評して、それは喜田博士が風土記の解釈を誤ったのであって、国巢に割注をつけ
たのは、吉野国巢を説明するのに当時の人が熟知する二つの俗語（都知之母と夜都賀波岐）を注したにすぎないとし、
また佐伯は当時の人が目撃しつつある異族の名称であるとされた。つまり国巢は大和吉野の山中に住んでいる異族の
名で、常陸の人々はそれが何んであるかを知らなかったたのであると説明された。したがって小林氏は土蜘蛛・八掬脛
は俗伝上における異族の称呼であり、国巢・佐伯は実存の種族の名称だという自説を強調された。なお、国巢は蝦夷
なりということについて、喜田博士は国巢と蝦夷の性格や食物の違いを指摘されるが、これも大部族をなす蝦夷と衰
滅に傾きつつある国巢を比較するのは問題外で、違いがあっても当然である。また食物の違いで人種は区別できない
し、吉野の山中にある国巢が採集しやすい食物を用いるのは当然で、肉食をしないという確証もないと反論された。

(二)喜田博士は弘仁五年の太政官符を引いて、飛驒人は天孫種族とは別種で、蝦夷・アイヌ族とも認められない。また隼人族と見ることも地理的にみて不可能である。とすると土蜘蛛を除いては他に求むるものはないとされる。

〔中田博士の批判〕 喜田博士が飛驒人は言語・容貌が他の種族とまったく異なり、たとえ逃亡しても区別がついたとされたが、もし土蜘蛛の遺種が国巢だとすれば、吉野の山中にこれが住んでいたし、各地にもし土蜘蛛の異種が残存しているとすれば、飛驒人がこれらの中に逃亡すれば区別がつかなくなる。してみると飛驒人はアイヌ族でもなければ土蜘蛛でもないともなければならぬとされた。

〔小林氏の批判〕 飛驒人が天孫族と異なる種族であることは疑を容るる余地はなく、出雲民族のごとく、固有の日本民族の一部を形成する他の部族とも別種である。しかし喜田博士が「俘囚の間に隠れんには」と飛驒人の逃亡を想定されたが、「庸作他郷」というのは、明らかに他郷において、通常の邦人に雇役されるをいうのであって、俘囚が飛驒人を雇役することはあり得ない。したがって区別はおのずから明らかであるとされ、飛驒人が蝦夷と異種族であるとする根拠もなければ、また土蜘蛛と同種族とする根拠もないと批判された。

(三)喜田博士は東夷と称するものの中には、蝦夷以外の種族もあるとされ、土蜘蛛の実存を東夷の中に認めようとする。れる。

〔小林氏の批判〕 これは書紀の編者が、東夷の中に蝦夷以外の夷類を認めたのを知るにすぎず、その書紀すら蝦夷以外の東夷を記さないのに、土蜘蛛をもって東夷に認めようとするのは危険な推論であるとされた。

以上、三つの喜田博士の土蜘蛛種族論の重要な主張と、それへの批判をしるした。これら三者を比較していえることは、中田博士の批判は別として、その根拠は文献の解釈によったことである。この研究方法はやはり注目すべきものである。

つぎに、津田左右吉博士の見解を紹介しよう。津田博士は、土蜘蛛に関して、つぎの如き自己の主張を展開された。⁽⁴⁾すなわち、土蜘蛛の主要な概念は、皇命に服従しないものということと、それが集団の名ではなく、個人の称呼であることにありと指摘される。土蜘蛛の名は、手足が長いというような形から出たのではなく、その名からこの説話ができたとされた。さらに、土蜘蛛が穴居していたということについては、土蜘蛛の称呼から導き出された物語であると推断された。以上のことから、土蜘蛛の称呼が存在する意義は、その名が政治的意図により用いられたもので、朝廷から叛逆者視された有力な勢力をもっているものに対して、朝廷が旧辞文学の上だけで用い、実際には広く世に行われた名ではなかっただろうとされた。この見解は、前述の小林氏の見解とその結論において、ほぼ一致するものである。

つぎに、太田亮博士の土蜘蛛に関する見解を紹介しよう。太田博士は、土蜘蛛というものは実際には存在したのではなく、後世上古人の遺跡などから推して、そういうものがいただろうと想像し、古い伝説上の土人に、土蜘蛛というような族名を冠したのであると推察される。しかし、「だと云って其の名称を帯びたるものを、総べて後世仮構の人物とする事は出来ない」と一部の存在の可能性残をされた。つまり土蜘蛛という称呼は架空の賤称であるが、そういうものを附加された地方の豪族が存在したと思われる。しかし、その豪族が朝廷の命令に服さないために、そのような称呼がつけられたのであらうとされる。そして、それは大和民族と異種族であったか、同種族であったかも知れないと説明された。⁽⁵⁾

土蜘蛛の研究は、以上紹介したように、そのほとんどが戦前の研究である。戦後は前節であげた神話学者の松村武雄博士と水野祐氏の研究があるにすぎない。そこで最後に水野氏の土蜘蛛に関する見解を紹介したいと思う。

水野氏は九州に土蜘蛛の存在を認める説をたてられた。つまり「土蜘蛛とは、元来九州において狗奴国人が倭人の

北九州連合国家を統合した時に、彼等に最終的に反抗した倭人すなわち北九州の住民を、土蜘蛛と名付けて呼んでいたのではなからうか」と具体的に土蜘蛛の存在を認めようと試みられている。水野氏が、九州に土蜘蛛の存在を認める推論をたてられたのは、その伝説の分布が、大和・東国・九州の三群にまとめることができるが、大和の土蜘蛛は、その記載が総じて人間らしからぬ面を強調しようとしているし、皇命に叛した賊徒という性質を強調しようとしているが、九州の土蜘蛛の場合は、記紀と九州の古風土記の記載との区別がなく、大和の場合とは著しく異った姿を見ることができるとし、九州の土蜘蛛が大和のそれよりも人間性があるように強調されている点で、「土蜘蛛伝説の本体は九州にあったということを示唆するのである」といわれた。またさらに、その伝説の伝播に触れ、九州から大和へ、大和から東国へと伝播しただろうと推定された。

以上、小林・喜田・中田・津田・太田・水野の六氏の土蜘蛛に関する研究を紹介したが、これらの諸説に共通しているのは、土蜘蛛の存在を認めるか否かということと、文献の基礎的検討と批判を通して、土蜘蛛の歴史的意義というものにせまろうとされたことにある。こうした見解の中には、勿論とるべきものが少なくないが、それですべてが解決したとはいえない。そこでそれらの研究を参考にしながら、土蜘蛛に関する再検討をしなければならぬと思う。特に、この伝説の成立について検討することが必要である。それが、この問題の基礎的な研究であると考えるからである。

四 土蜘蛛の用字および別称

土蜘蛛に関する伝説は、平安時代末の源頼光が土蜘蛛を征伐したという伝説を除くと、それ以外はすべて記紀風土

記に記載されている。それを出典別にみると、『古事記』に一件、『日本書紀』に五件、『常陸国風土記』に二件、『豊後国風土記』に八件、『肥前国風土記』に一件、ほかに古風土記の逸文として認められている、撰津・陸奥・越後・肥後・日向の五カ国風土記(註)に各々一件、計三二件ある。それらの土蜘蛛伝説の記載の特徴を整理すると、つぎのようになる。

(A) 土蜘蛛伝説の記述をみると、(イ)用字が多様である。つまり、全出典を通して、その用字は「土蜘蛛」と記述するものが最も多い。本稿が、「土蜘蛛」の字に統一したのは、このことによるのである。また、「土蛛」と記して、「蜘蛛」の字を略すものや、「土知朱」と記して、虫扁を略すもの、あるいは「土雲」と記すものもある。また、表音文字である仮名を用いて、「都知久母」と記すものもある。つぎに、(ロ)地方によっては、土蜘蛛には「国巢」とか「八掬脛」とか「夜都賀波岐」という別称がある。

(B) 土蜘蛛伝説は、そのほとんどが地名伝説や征討伝説であり、征討伝説には天皇をはじめとする征討者の記述がある。この場合、(イ)征討者は天皇および陪臣であり、(ロ)征伐されるのは土蜘蛛で、その個人の名がみえる。これを出典別にみると、『古事記』と『日本書紀』は、皇室を中心に記述したものであるから、天皇名を必ず記述している。古風土記においても、天皇または天皇に関係のある者の記述があり、それのないものは『常陸国風土記』だけである。また、土蜘蛛の個人名については、その記載のないのは『常陸国風土記』と『撰津国風土記』と『越後国風土記』で、他はすべて記載されている。なお、土蜘蛛の個人名は複数で並記される場合が多い。

(C) 前の(B)との関連から、時代・年代のわかるものが多い。この場合、『日本書紀』のように、(イ)年月が明記されているものと、古風土記のように、(ロ)何々天皇御世とみえることから時代がわかるものがある。

(D) 土蜘蛛伝説の内容は前述のように、(イ)征討伝説と(ロ)地名伝説とで構成され、なかには(ハ)土蜘蛛の容姿や生活や風

〔別表. 1〕

分類	類	(A) 土蜘蛛の記述				(B) 天皇・人名の記述				(C) 時代		(D) 伝説内容		その他			
		(イ)	土用	蜘蛛	の	(イ)	討	征	者	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	神名	天皇・皇族の記述
出典	土蜘蛛伝説件数																
	土蜘蛛																
	土知																
	土知雲																
	都知久母																
	国																
	八夜																
	別称																
	夜都賀波岐																
	天皇名のあるもの	1				1				1							
皇族名のあるもの						1											
征伐者名のあるもの							2										
皇命によるもの								4									
土蜘蛛の名のあるもの									1								
土蜘蛛の名は女性										10(1)							
年、月が明記されて											5						
天皇名によるもの												1					
天がわかるもの													1				
征討伝説													1				
地名伝説														5			
土蜘蛛の容姿・生活															2		
風俗慣習																2	
神日本磐余彦神武																1	
御間城入彦崇神																2	
大足彦彦代別景行																2	
皇族(天神彦彦大彥彦彦)																6	
神名(天神彦彦大彥彦彦)																8	
豊後風土記	2															2	
常陸風土記	5															10(1)	
肥前風土記	11															6	
撰津風土記	1															10	
陸奥風土記	1															9	
越後風土記	1															11	
肥後風土記	1															6	
日向風土記	1															10	
計	32	26	1	1	1	1	2	1	1	23	5	9	11	42	10	5	22
											6	18	24	2	17	4	16
																	4
																	1

〔備考〕 1. 本数表に用いた記紀は原則として新訂増補国史大系本を使用し、風土記はすべて日本古典文学大系本を使用した。
 2. 数に()をつけたものは、1つの説話から2つ以上数えたものを意味する。ただし、(B)―(ロ)の()は女性の数を示す。
 3. 「国集」『大御座』については、ほかに記紀にみえるが、土蜘蛛とは直接関係がないので、数には入れなかった。

俗・慣習を記しているものもある。また、その他に土蜘蛛が贄物を献上したり、天孫降臨の手助けをしたとか、祭祀に関する説話が見える。

以上、(A)から(D)におよぶ土蜘蛛伝説の特徴を概観したが、これら土蜘蛛に関する個別問題は、詳しく考察すると多くの問題を含んでいるので、それぞれについては今後の課題とし、本稿では、特に、(A)の用字と別称の問題を検討し、(B)以下は、その考察の段階で、必要に応じて触れることにしたい。(なお、(A)と(D)の特徴は、教表に示したので、(別表・1)を参照されたい。)

土蜘蛛についての記述の三二件の用字は、別表の(A)―(イ)に示す通りである。このうち、「土蜘蛛」の用字を用いたものは二六件である。これを出典別にみると、『日本書紀』五件、『豊後国風土記』八件、『肥前国風土記』一件、肥後国および日向国の風土記に各一件となっている。これらの出典をみると『日本書紀』と九州の風土記に、「土蜘蛛」の用字が用いられ、それらはすべてこの用字で統一されている。つぎに、他の用字についてみると、『撰津国風土記』は「土蛛」と『陸奥国風土記』は「土知朱」と記している。これらは「土蜘蛛」の略字であることは明らかである。しかし、これらの風土記が逸文であり、それを収載している文献の筆者が略したのかもしれない。もしそれがそのまま風土記の用字としても、それは古代の用字や書体にみられるものであるから、これは「土蜘蛛」と同じに考えてよい。しかし、これは略字が用いであることを前提に、『日本書紀』や九州の風土記とはやはり区別すべきである。

前にもあげたように、土蜘蛛に他の字をあてているのは、「土雲」である。これは三件しかない。『古事記』に「生尾土雲 訓雲云具毛、八十建^{ウチ}」とあり、脚注に「雲ヲ訓ミテ具毛ト云フ」とあるように、ツチグモと訓ませている。しかし、『常陸国風土記』久慈郡薩都里の条では、「古有国栖、名曰土雲」とあり、「国栖」の名としてみえる。また、『越後国風土記』では、「越国有人、名八掬脛、其脛長八掬、多力太強、是土雲之後也其属類多」とあり、「土雲」は八掬脛の始祖としてみえる。これら「土雲」の用い方は出典によって一様でない。つまり、あるものは称呼として用い、あ

るものは名として、あるものは始祖として用いている。

なお、『常陸国風土記』茨城郡の条には、「昔在国巢俗語都知久母又」とあり、「国巢」の俗語として、脚注に「夜都賀波岐」

「都知久母」の仮名文字が付されている。これは前に引用した同じ風土記で、「国栖」の名として「土雲」がみえるのと、ある意味で使用觀念がちがう。この点で、「国巢（栖）」（以下、国巢と記す）と「土雲」・「都知久母」の関係を検討する必要がある。

つぎに、土蜘蛛の別称としてみえるものについてみると別表の(A)―(D)に示した通りである。それらは、すでにみえてきた『常陸国風土記』の「国巢」・「夜都賀波岐」があり、『越後国風土記』に「八掬脛」がある。これらのうち、「国巢」は国栖・国櫛・国主とも書き、記紀および『新撰姓氏録』にもみえる。また、『延喜式』や『類聚符宣抄』によると、この「国栖」はいわゆる吉野国栖で、歌舞を技とする部民として、宮廷や神事等の行事に奉舞したことがみえる。⁽⁸⁾しかし、土蜘蛛との関係を明確に示すのは『常陸国風土記』だけである。つまり、吉野国栖はすでに朝廷に服属し、朝廷の行事に参与しているのに対し、常陸の国巢は、朝廷に服属しない異族の一般的な称呼として扱われている。土蜘蛛や八掬脛はその俗語として注目しなければならない。

土蜘蛛の別称としてみえるもう一つは八掬脛である。これは常陸・越後の風土記に各一件ずつみえる。つまり、常陸の「夜都賀波岐」と越後の「八掬脛」である。前者は国巢の俗語として「都知久母」と並記されており、後者は「土雲」の後裔としてみえる。八掬脛については、『越後国風土記』に足の長さが八掬もある、力の強い、強暴な者の称呼として用いられている。また、常陸の国巢と同じように、越後の八掬脛も、本文に記され、脚注に「土雲」を入れてある点に注目しなければならない。

以上、各出典から土蜘蛛に関する用字および別称をあげたが、これらを通じていえることは、『日本書紀』と九州

の風土記はすべて「土蜘蛛」の字で統一されていることである。このことは、『日本書紀』が神武紀を除いて、他はすべて九州の土蜘蛛のことを記しており、それが『豊後国風土記』にみえる土蜘蛛伝説と酷似している点を考えると、これら伝説の成立になんらかの関係があると思われるので、このことは後述したい。

つぎに、土蜘蛛の別称である、国巢・八掬脛の用字と出典についてみると、国巢や八掬脛が土蜘蛛の別称としてみえるのは、常陸と越後の東国の風土記に限られている。そして、その記載は一樣でなく、用字も統一されていない。つまり、『常陸国風土記』は、「国巢」を本文に、「夜都賀波岐」を脚文に注して、国巢の俗語であるといい、「都知久母」も同様に並記している。また『越後国風土記』では「八掬脛」を本文に記し、脚文に「土雲」を記して「是ハ土雲ノ後ナリ」と、土蜘蛛と八掬脛の系譜関係を示している。ところが、記紀では国巢は「吉野国栖」で統一され、国巢と土蜘蛛の関係は、まったくないとはいえないが、八掬脛との関係はみることができない。記紀において、八掬脛と類似するものをみると、「七掬脛」(『古事記』は「七拳脛」と記す)の伝承があり、景行天皇の御世に日本武尊が東蝦夷を征伐したとき、七掬脛を膳夫として従えたことある。しかし、記紀の場合は、この七掬脛が征討者側であり、したがって土蜘蛛との関係が不明であるが、その伝説の場が東国であること、征伐された東蝦夷の生活や容貌に類似するところがあることをみると、おそらく、これらの諸文献には何んらかの相関関係があることは、前述の「土蜘蛛」の場合と同様である。この点については、さらに後で検討する。

五 『肥前国風土記』の土蜘蛛伝説

前節において、土蜘蛛の用字や別称についてみてきたが、それらの問題は結局、土蜘蛛伝説の成立事情につながる

ものである。本節において『肥前国風土記』の土蜘蛛伝説をとりあげたのは、この中にみえる土蜘蛛伝説は、九州の風土記でありながら、『日本書紀』や『豊前国風土記』とその用字は一致しても、まったく異質の伝承であることと、土蜘蛛の生活や風習を示す伝承がみえることから、土蜘蛛伝説の成立に関するもう一つの面を考察するのに重要だと考えたからである。

『肥前国風土記』は、土蜘蛛伝説の記事が最も多く、一一件を数えることができることは、前節に触れた通りである。これらの伝説を通じてつぎのような特徴がみられる。まず第一に、同じ九州の風土記である『豊後国風土記』が、『日本書紀』の土蜘蛛伝説と酷似するのに、その点がほとんどみられないということ。第二に、『日本書紀』や『豊後国風土記』には、景行天皇の時代の土蜘蛛伝説を多く掲載されているが、その点では共通していること。第三に、三つの出典は征討伝説を主とするが、征討者に天皇以外の名を記しているものが多いことである。これは、『日本書紀』や『豊後国風土記』にはみられぬ特徴である。征討者に天皇以外の名を記しているのは、他に『古事記』・『常陸国風土記』・『陸奥国風土記』・『肥後国風土記』⁽⁴⁾があげられる。第四の特徴は、土蜘蛛の生活や風習を伝える記事が他に比べて多く、征討伝説の中に含まれながら、他の出典にはみられない土蜘蛛の特色を示す材料を有していることである。以上、四つの特徴をあげたが、第一から第三にいたる特徴は、他の出典との関係をみなければならぬので後にゆずるとして、本節では、第四の特徴である、土蜘蛛の生活・風習について『肥前国風土記』にのみみられる点を指摘したい。

まず、肥前国佐嘉郡の条に

一云、郡西有川、名曰佐嘉川、年魚有之、其源出郡北山、南流入海、此川上有荒神、往来之人、生半殺半、於茲、縣主等祖大荒田占間、于時、有土蜘蛛大山田女狭山田女、二女子云、取下田村之土、作人形馬形、祭祀此神、必

有心和、大荒田、即隨其辭祭此神、神歎此祭、遂応和之、於茲、大荒田云、此婦、如是、実賢女、故以賢女、欲為国名、因曰賢女郡、今謂佐嘉郡、訛也
とある。また、同じ国の彼杵郡周賀郷の条に

昔者、氣長足姫尊、欲征伐新羅、行幸之時、御船繫此郷東北之海、鱸舳之洋駝、化而為礪、高廿餘丈、周十餘丈、相去十餘町、充而嵯峨、草木不生、加以、陪從之船遭風漂没、於茲、有土蜘蛛、名鬻比表麻呂、拯濟其船、曰名曰救郷、今謂周賀郷、訛之也

とある。この二つの記事のうち、前者は、佐嘉川の川上で交通を妨害する荒神を、大荒田が鎮めようとして、土蜘蛛の大山田女・狭山田女に、その方法をたずねたところ、二女子は、人形・馬形を作つてこの神を祭祀すれば、必ずやわらぐと教えた。大荒田はそれにしたがつて、祭祀を行なうと、荒神も鎮つたという。また、後者は、周賀郷の東北にある海に、氣長足姫尊（神功皇后）の御船をつないだところ、その杵が巨大な岩石となり、その上船まで沈んだが、その時、土蜘蛛の鬻比表麻呂がこれを救つたという。この二つの伝説は、他の出典にみられる征討伝説とは性格を異にする。すなわち、説話自体は征討伝説の部類に属すが、内容は、前述のようになっている。ここ登場する土蜘蛛は「皇命にさからう」土蜘蛛ではなく、むしろ逆の立場にあるのである。したがって、これは土蜘蛛伝説の一面を代表するものといつてよい。土蜘蛛の祭祀は、古墳時代にみられる埴輪を想像させるが、むしろ神祇祭祀にみられる献馬の風習を示すものとみた方が妥当であらう。なお、『日向国風土記』に、「天津彦彦火瓊瓊杵尊が高千穂の二上の峯に天降りした時、空が暗くなった。すると土蜘蛛の大鉏・小鉏が、尊の御手で稲穂を抜いて靱にして、四方に投げたら、必ず空が明るくなる」といたので、尊がそのとおりにすると、空は明るくなった」という説話がみえる。これも、前述のものと類似する伝説である。このように、土蜘蛛は「皇命にさからう者」として征討の対象とされるだ

けでなく、ある者は祭祀、ある者は救援という行為をもって皇命にしたがったのである。このような伝説を、土蜘蛛伝説としてみのがしてはならないのである。

つぎに、『肥前国風土記』にみえる、土蜘蛛伝説のもう一面を紹介しよう。松浦郡大家嶋の条に

昔者、纏向日代宮御宇天皇、御幸之時、此村有土蜘蛛、名曰大身、恒拒皇命、不肯降服、天皇、勅命誅滅、自爾以来、白水郎等、就於此嶋、造宅居之、因曰大家郷

という記事がある。これによると、肥前国松浦郡の沖に大家嶋があつて、纏向の日代の宮に御宇しめしし天皇（景行天皇）が国巡りをされた時、この島に土蜘蛛の大身というものがおり、朝廷はこれを征伐した。その後、この島には白水郎が家を造り定住したとある。また、同郡値嘉郷の小近島・大近島にも、同じような伝説がみえる。それによると、景行天皇が巡幸された時、やはりこの島にも土蜘蛛の大耳・垂耳という者がいて、これを阿曇連百足が捕えたところ、罪を謝して、長蛇・蛇鞭・短蛇・陰蛇・羽割蛇の水産加工物の御贄を造り、それを献上し服属した。また、この島に住む白水郎は、馬・牛を多く飼っていたという。また、同郡同郷の美弥良久の埵に、白水郎が多く住んでいたという。風土記はこの白水郎について

此嶋白水郎、容貌似隼人、恒好騎射、其言語、異俗人也

と説明している。この二つの伝説は、土蜘蛛と白水郎との関係を示すものとして注目される。すなわちこれらの伝説から、その関係について推察される問題点は、第一に土蜘蛛の移住と白水郎の定住という変化がうかがえるということ、第二にこの島の土蜘蛛は、水産加工物を贄物にするほど漁獵をしていたらしいこと、第三に漁獵民である白水郎が牛馬を飼い、騎射を好み、容貌が隼人に似ているということである。

以上のことから、土蜘蛛と白水郎の関係は、先住者と現住者という関係しかないように思えるが、土蜘蛛が漁獵に

従事し、白水郎が牛馬を飼うというのは、いかなる意味をもつのであろうか。この点について、羽原又吉博士は、この島の海人の特異性を明確にしたものだとし、白水郎の特異性について「この島の海人は海住民であると同時に沢山の馬牛を飼育し牧畜も行ひ、騎射にも長じてゐることなどから隼人の如しとあるは、恐らく両者の同根を端的に表現したものと思はれる」と説明されている⁶⁸⁾。また、土蜘蛛についても、大家嶋の条にみえる土蜘蛛の大耳を「海人大耳」と記しながら、一方では土蜘蛛の記事数条を引用して「海岸または島々には主として漁猟民たる海人の人々山地には土蜘蛛が生活し、中間地帯たる河川沿岸には恐らく海人のうち陸上生活者となつた人々が聚落してゐたやうである」と説明されている⁶⁹⁾。これは羽原博士が誤って書かれたのではなく、おそらくつぎのような意味で書かれたものと解釈する。つまり、土蜘蛛は山地に生活するものと、海に生活するものがあり、河川沿岸には漁猟経験者たる土蜘蛛が陸上生活者となつたというのであつて、土蜘蛛も白水郎も隼人と「同根」と考えられたのであろう。

羽原博士が、土蜘蛛や白水郎を生活様式によつて区別しようとされている点は重要であるが、それはさらに検討しなければならない。すなわち、私は以下の推論を提示したい。つまり前述の土蜘蛛や白水郎は生活圏によつて区別するのではなく、むしろ生活様式が変化したことを物語るものである。もう少し変えていえば職業的変遷とでもいうべきであらう。風土記は土蜘蛛を、ある時は狩猟を主とするものとみ、ある時は漁猟を主とするものとみた。つまり、土蜘蛛はまだ專業というものをもつていなかった。したがつて彼らは豊富な獲物をうるため移住する未開の民であつたであらう。ところが、この未開の民にも先進の勢力が介入し、彼らのうちにも定着するものもあらわれた。したがつて島国で定着した土蜘蛛たちは、おのずと職業としての漁猟に従事し、これを專業化した。また、定着できない土蜘蛛は島を去り、後には漁猟を專業とする民が残留した。こうして定着した漁猟專業民を総称して、白水郎と称したのではあるまいか。とすると、土蜘蛛と白水郎は総称の変化を示すにすぎない。

以上の推論が可能とすれば、風土記の土蜘蛛伝説は、もともと未開の民から先進の民への変化といったような素材な伝説だったのが、征討伝説や中央の知識の導入によって潤色されてしまったとみるべきであろう。このように、土蜘蛛伝説の成立には色々問題がある。この点については次節において述べることにする。

六 土蜘蛛伝説の成立について

前節までで、私は土蜘蛛伝説の出典やその用字および別称、さらに『肥前国風土記』にみえる二・三の伝説について検討をした。本節は、これらを整理しながら土蜘蛛伝説の成立について考察し、本稿の結論としたい。

第四節において私は、土蜘蛛伝説の出典を通じて、その用字や別称についてみてきた。その結果、「土蜘蛛」の用字を用いているのは、『日本書紀』と九州の風土記であった。また、「土雲」とみえるのは、『古事記』と『常陸国風土記』・『越後国風土記』であり、他に「土蛛」〔『摂津国風土記』〕、「土知朱」〔『陸奥国風土記』〕、「都知久母」〔『常陸国風土記』〕があげられるが、これらは略字や仮名であり、これを除けば、「土蜘蛛」と「土雲」の二つに区別される。また、別称についてみると、『常陸国風土記』にみえる「国巢」や「夜都賀波岐」、『越後国風土記』の「八掬脛」であった。これらの用字・別称の検討から、以下のような土蜘蛛伝説の成立ないしそれと関連を持つ問題点が指摘される。

まず、第一に『日本書紀』と九州の風土記とは、すべて「土蜘蛛」の字で統一され、しかも、両者に酷似する土蜘蛛伝説があることである。第二は、土蜘蛛の別称である、国巢・八掬脛のみえるのは、東国の風土記に限られ、しかもその記載は不統一であること。この二点に集約できる。

第五節においては、『肥前国風土記』にみえる土蜘蛛伝説で、他の紀記や風土記にはみられなかった二・三の伝説をあげ、そこにみえる土蜘蛛は、単に皇命に従わぬ異族としてでなく、土着の未開の民としての土蜘蛛であるということを示し、地誌としての風土記の面目をうかがうことのできる伝説であろうと推察した。

まず、第一の書紀と九州の風土記との酷似する点についてみると、土蜘蛛伝説の典故である『日本書紀』と九州の風土記の成立の親子関係または兄弟関係が問題となる。すでにこの問題については、先学の研究も多くあるが、なお研究しなければならぬ問題である。しかし、本稿では詳述できないので今後にゆずる。ただ、『日本書紀』が先で、風土記が後に成立したとしても、風土記の価値は、坂本太郎博士のいわれるように「風土記の説話はあくまで地方に生まれ、はぐくまれたものと考える」から「書紀や古事記などの中央に伝えられた物語と別箇の価値をもつものとして、相並べて尊重すべきものでなければならぬ」のである。だからこそ、『肥前国風土記』にみられた土蜘蛛伝説のようなものが、初期的なものであり、それらが、他の伝説や中央の知識によって潤色されたため、物語が矛盾したり、話が不統一になったりするのである。このことは土蜘蛛の別称を載せる東国の風土記についてもいえる。

前節でみたように『常陸国風土記』は本文に「国巢」を記し、土蜘蛛や八掬脛は俗語であると記している。したがって、国巢は一般的な称呼であり、土蜘蛛や八掬脛はクニコトバなのである。そこには、『常陸国風土記』の編者が本文において国巢という称呼を統一して使用しようとする意図があることを推察しうる。つまり、「国巢」というのは、他に土蜘蛛とか八掬脛の呼び名がある」ということであって、編者が『常陸国風土記』に限ったものではないという意味で脚注を加えたとすれば、物語の素材は常陸のものであっても、称呼は借物以外のなものでもないということになる。

また、『越後国風土記』の場合、八掬脛と土蜘蛛は一つの系譜を形成している。しかも、八掬脛の概念が「八こぶ

しの長さの脛」という意味で用いられたとしたら、それは、まさに動物のクモを想像したとしか考えられない。つまり、クモは胸部に七節からなる四対（八本）の歩脚がある。ここでいう八掬脛や記紀にみられた「七掬脛」が、もしそのまま歩脚を意味すると解釈したら、動物のクモの概念をこれらにあてはめたとして説明できよう。このことは『日本書紀』の神武天皇己未年二月の条に⁽⁴¹⁾

又高尾張邑、有土蜘蛛、其為人、身短而手足長、與侏儒相類

とみえ、書紀の土蜘蛛すら、クモの概念で説明している。また、私は『陸奥国風土記』の「八土知朱」も同じような概念であると考えている。とすると八掬脛も土蜘蛛であることは明らかとなろう。以上のことから、八掬脛伝説の成立は、その地になんらかの素材があったにしても、むしろ中央から土蜘蛛伝説が導入された形で成立したと考えられる。

以上各地方における土蜘蛛伝説の成立事情を推察したが、結論的にいえば、土蜘蛛伝説の素材は、むしろ九州の風土記に求めなければならない。それはもともと未開の民の伝説であり、この未開の民を土蜘蛛と称していた。ところが征討伝説の波及、『日本書紀』などの成立事情とともに土蜘蛛伝説は中央化し、さらに展開し地方化した。そしてそれは、記紀風土記の相互関係から現在伝わる土蜘蛛伝説が成立したと推察するのである。⁽⁴²⁾

おわりに

以上、私は土蜘蛛伝説について考察したが、従来の研究が異民族論にとらわれ、その基礎となる土蜘蛛伝説の成立について考察することを欠いていたことを指摘し、それについて考察しようと努めた。しかし結局はあくまで試論に

終始し、結論も推察に終わってしまった。しかし、一応私なりの結論はだし得たとおもう。ただ本稿では土蜘蛛の個別研究を一つ一つ考察することができなかったのも、その点は今後にゆずることとする。なお、研究史において、誤った解釈をしているかも知れないが寛恕してもらいたい。また、貴重な研究を漏らしているものもあると思うが、御教示いただきたい。

補註

- (1) 『釈日本紀』巻九(新訂増補国史大系、第八卷)
- (2) 例えば、日本古典文学大系①の『日本書紀(上)』や『風土記』の頭註がそれである。なお、本稿では『日本書紀』は新訂増補国史大系(第一巻上)を、『風土記』は日本古典文学大系(2)を使用した。
- (3) (一)から(三)については、水野祐著『日本民族の源流』(昭和四十二年六月発行)を参考にし、さらに補って紹介した。
- (4) 新訂増補国史大系、第六卷
- (5) 坂本太郎「類聚国史について」(『日本古代史の基礎的研究』(上)、昭和三十九年五月発行)および同博士著『六国史』(昭和四十五年十一月発行)によると、唐の類書『藝文類聚』や『初学記』等の分類法を参考にしただろうと推察されている。
- (6) 新井白石『東雅』(『新井白石全集』第四卷、明治三十九年四月発行)
- (7) 本居宣長『古事記伝』十九の卷(『本居宣長全集』第一〇卷、昭和四十三年十一月発行)
- (8) 谷川土清は、著書『倭訓栞』(前編十六、都)に「つちくも、日本紀に土蜘蛛と見えたり、太古暴戾にして王化に従はず、巖居して、毒害を縦にするもの称なり」とみえる。
- (9) 飯田武郷『日本書紀通釈』巻第二十四(大正二年発行の第一巻に所収)
- (10) 黒川真頼『穴居考』(『黒川真頼全集』制度編・考証編、第五、明治四十四年七月発行)
- (11) 本居宣長、前掲書
- (12) 三宅米吉『日本史学提要』(明治十九年発行)
- (13) 沼田頼輔『日本人種新論』(明治三十六年発行)
- (14) 八木英三郎『日本考古学』(明治三十五年発行)

- (15) 松村任三「言葉の折々」(『東洋学芸雑誌』第二九一号、明治三十八年発行)
- (16) 中田薫「可婆根考」(『史学雑誌』第一六編第一二号・第一七編第二号、明治三十八年・同三十九年発行)
- (17) 松村武雄「日本民族の異族意識」(『日本人類学会編』『日本民族』、昭和二十七年発行)
- (18) 白鳥庫吉「土蜘蛛伝説に就いて」(『白鳥庫吉全集』第二卷、昭和四十五年発行)
- (19) 小林庄次郎「土蜘蛛種族に関する俗伝の要素を論じて中田氏の研究に及ぶ」(『史学雑誌』第一七編第一二号・第一二二号、明治三十九年発行)
- (20) 喜田貞吉「中田君のアイヌ語神名考を読む」(『史学雑誌』第一八編第一号) および「再び中田君のアイヌ語神名考に就きて」(『史学雑誌』第一八編第六号) および「土蜘蛛種族論」(『歴史地理』第九卷第三号、明治四十年発行)。
- (21) 中田薫「喜田学士の土蜘蛛及びクロボックルに関する所説を評す」(『史学雑誌』第一八編第七号、明治四十年発行)。小林庄次郎「喜田文学士の『土蜘蛛種族論』を読む」(『歴史地理』第九卷第六号、明治四十年発行)
- (22) 津田左右吉「日本古典の研究」(下巻) (昭和二十三年発行)
- (23) 太田亮『全訂日本上代社会組織の研究』(昭和三十年発行)
- (24) 水野祐『日本民族の源流』(昭和四十二年発行)
- (25) これら逸文は、種々の文献に古風土記として所引されていたものを、先学が古風土記の逸文として採択したものである。本稿は、秋本吉郎氏の校注本『風土記』(『日本古典文学大系』②) に整理されたものを使用した。
- (26) (別表二) 別紙折込
- (27) 『古事記』中巻(新訂増補国史大系、第七巻)の神武天皇の条
- (28) 『新日本紀』巻十より採択された逸文であるが、原典に「出雲」とあるのを、栗田寛が『標註古風土記』によって「出」を「土」の誤字だとした。これにしたがう。
- (29) 『新撰姓氏録』大和国神別の国栖の条(佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文編、昭和三十七年発行)
- (30) 延喜宮内式、卷第三十一(新訂増補国史大系第二六卷)
- (31) 『類聚符宣抄』卷第七、国栖の事の条(新訂増補国史大系、第二七巻)
- (32) この国栖舞については、林屋辰三郎『中世芸能史の研究』(昭和四十二年発行)に詳述されている。
- (33) 『日本書紀』景行天皇四十年七月の条(新訂増補国史大系、第一巻上)

- (34) 『古事記』中巻、景行天皇の条（新訂増補国史大系、第七巻）に、「凡此倭建命平国廻行之時、久米直之祖、名七葦脛、恒為膳手、以從仕奉也」とみえる。
- (35) 『肥後国風土記』の土蜘蛛伝説は、肥前のそれと一致している。
- (36) 羽原又吉『日本古代漁業経済史』（昭和二十四年発行）
- (37) 羽原又吉博士前掲書
- (38) この点について、羽原博士は「綿津見系海人族は山住の隼人と近縁の間柄」といい、「肥前国風土記の白水郎は綿津見系海人とみてよい」とされていることから明らかである。（前掲書）
- (39) この研究で最も新しいのは、坂本太郎博士の「日本書紀と九州地方の風土記」（『国学院雑誌』第七一卷第一一〇号、昭和四十五年発行）がある。これには、従来の諸説が整理されており、博士の自論である、九州の乙類風土記が甲類の風土記より先に成立し、書紀と兄弟関係であることを強調されている。
- (40) 坂本太郎博士前掲論文
- (41) 新訂増補国史大系、第一巻上
- (42) 土蜘蛛伝説の成立について、小林庄次郎氏・津田左右吉博士・太田亮博士・水野祐氏の見解があることは、第三節で紹介した通りである。このうち、津田左右吉博士は「土蜘蛛伝説は、土蜘蛛の名は朝廷が旧辞文学の上だけで用いたのであって、土蜘蛛の名から、手足が長いとか穴居の説話が成立した」といわれる。また、水野祐氏は「土蜘蛛伝説の本体は九州にあって、それが大和へ、大和から東国へと伝播した」といわれた。私は、この両者の意見がともに正しいとみるのである。しかし、水野氏が、九州の土蜘蛛を征討の場での倭人とみることには反対である。私は、もっと単純な「未開の民」こそが、土蜘蛛の本体なのだと思う。

